

たばこは地元から!!
～たばこ税は
貴重な財源です～

Information 広場

女性の人権ホットライン 強化週間

法務省と全国人権擁護委員連合会では、暴力やストーカーなどの女性をめぐる様々な人権問題の解決を図るため「女性の人権ホットライン」強化週間を実施します。

【日時】

・11月12日(月)～16日(金)
8時30分～19時
※11月17日(土)～18日(日)
10時～17時

【専用電話番号】

☎0570(070)810

※相談は無料で、秘密は厳守されます。

【お問い合わせ先】

秋田地方法務局人権擁護課
☎018(862)1443

裁判員制度 名簿記載通知について

平成25年の裁判員候補者名簿に登録された方には、11月中旬に名簿に登録されたことの通知(名簿記載通知)をお送りします。

名簿記載通知は平成25年2月ころ～平成26年2月ころに裁判員に選ばれる可能性があること

を事前にお伝えするためのもので、この段階では具体的な事件の裁判員候補者に選ばれたわけではありません。

【お問い合わせ先】

秋田地方・家庭裁判所総務課
☎018(824)3121

お知らせ 検察審査会からの

○平成25年度の検察審査会の「検察審査員候補者」に選ばれた方には、11月頃に通知書が届きます。

※これは、裁判員裁判の「裁判員候補者」とは違うものです。

○検察審査制度は、検察官が事件を裁判にかけなかったこと(不起訴処分)の良しあしを検察審査員が審査する制度です。

○交通事故や犯罪の被害にあったのに、検察官がその事件を裁判にかけてくれない。検察審査会はそのような検察官の処分の良しあしを審査します。

○「検察審査員候補者」は、選挙権を有する国民の中からくじで選ばれます。

【お問い合わせ先】

能代検察審査会事務局
☎0185(52)3121

秋田県最低賃金が改正されました 平成24年10月13日から、時間額「654円」です。

- 最低賃金は、臨時、パート、アルバイト等、県内のすべての労働者に適用され、最低賃金額以上の賃金を支払わないと、最低賃金法違反となります。
- 最低賃金は、精皆勤手当、家族手当、通勤手当、時間外手当、賞与等を除いた額が最低賃金額以上でなければなりません。
- 月給や日給の場合は、時間額に換算したものが最低賃金額以上でなければなりません。

【お問い合わせ先】秋田労働局賃金室
☎018-883-4266

藤中生による 「藤里フェア」を開催します! 美味しいもの、ダイナミックなものが盛りだくさん!

藤里中学校の生徒による「藤里フェア」が秋田市のイオンモール秋田で開催されます。

藤里町の特産品の販売や郷土芸能「駒踊り」の発表、全校合唱など「ふるさと藤里」を元気にアピールします。

ぜひ、中学生の頑張りをご覧ください。
お待ちしております!

【日時】平成24年11月6日(火)
午前11時～午後1時20分

【場所】秋田市御所野 イオンモール秋田
1階 セントラルコート

【お問い合わせ先】
藤里中学校 ☎79-2024

11月は 「労働保険適用促進強化期間」です!

労働保険は、農林水産業の一部を除き、労働者を1人以上使用する全ての事業主が加入することになっています。

該当する場合は、事業主及び労働者の意向に関わらず、法律上、当然加入の手続を行うことが事業主の義務となっています。

まだ加入されていない場合は、早急に最寄りの労働基準監督署かハローワーク(公共職業安定所)にご相談ください。

【お問い合わせ先】

秋田労働局 総務部労働保険徴収室
☎018-883-4267